

福祉用具サービス計画、“ほぼ作成”は3割— 全国福祉用具専門相談員協会が調査

サイト 10

おすすめ 119

図

9割以上の利用者の福祉用具サービス計画を作成している福祉用具貸与事業所は全体の3割程度であることが、全国福祉用具専門相談員協会の調査で9日までに分かった。また、8割弱の事業所の管理者が、福祉用具サービス計画書への記入を大きな負担と感じていることも明らかになった。

全国福祉用具専門相談員協会は昨年10月17日から31日にかけて、全国の福祉用具貸与事業所から無作為抽出した3813事業所の管理者と福祉用具専門相談員に対し、アンケート調査を実施。1134人の管理者と2567人の福祉用具専門相談員から有効回答を得た。

昨年4月に義務化された福祉用具サービス計画の作成【編注】の作成割合について、管理者に尋ねた質問では、「9割以上の利用者」について計画書を作成した事業所は30.5%だった。以下は「5-7割未満」が18.1%、「7-9割未満」が16.6%、「3-5割未満」が14.4%、「1-3割未満」が10.6%、「1割未満」が3.5%、「未作成」が3.8%などとなった。

管理者・福祉用具専門相談員の双方に、福祉用具サービス計画の導入効果について尋ねたところ(複数回答)、「福祉用具の選定根拠を説明しやすくなったように感じる」と回答した管理者は49.2%、福祉用具専門相談員は43.0%だった。「利用者や家族のニーズや意向を把握しやすくなったように感じる」と答えた管理者は45.5%、福祉用具専門相談員は42.7%だった。

一方、福祉用具サービス計画の問題点を尋ねたところ(同)、管理者の78.7%と福祉用具専門相談員の74.5%が「記入作業の負担感が大きい」と回答。また、管理者の48.2%、福祉用具専門相談員の45.2%が「利用者や家族に対して、計画書の意義があまり浸透しておらず、活用されていない」と回答した。

■計画作成ガイドラインを作成へ

また全国福祉用具専門相談員協会では、福祉用具サービス計画に関する指導を担当する実務者らをメンバーとする「福祉用具サービス計画分析・評価WG」を設置。会員の事業所から集めた30事例の福祉用具サービス計画書について、試験的な分析も実施した。その結果、▽福祉用具サービス計画の記載方法が定まっていない▽情報収集とアセスメントの基本プロセスが確立されていない—が、今後の検討課題として提示された。この提示を受け、全国福祉用具専門相談員協会では、福祉用具選定時のアセスメントや、自立支援に資する利用目標の設定などを盛り込んだ「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」(仮称)を作成する方針を決定。今後、事例分析と評価を重ね、今年度中にはガイドラインを完成させる。【ただ正芳】

【編注】

昨年4月1日から、福祉用具貸与事業者および特定福祉用具販売事業者には、福祉用具サービス計画の作成が義務付けられた。ただ、1年間の経過措置も設けられている。